

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和6年10月22日第15回中種子町農業委員会総会を中央公民館小会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人
中崎和行・梶原誠・上妻廣美・中島秀人・永浜三津子
鎌田正司・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・松原浩則
平山信一郎・宮園隆行・池山久志

3. 欠席委員

森山昭市・中島真実

欠席推進員

増野幸孝・八汐栄一

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明願いについて

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和6年第15回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は6番森山委員、11番中島委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、3番増野推進委員、8番八汐推進委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会

議規則第10条の規定によって、13番鎌田委員、1番藤田委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請についてご説明致します。所有権移転、件数2件、筆数2筆、面積1,235㎡、全て畑となります。貸借権、件数1件、筆数1筆、面積5,837㎡、これも全て畑となります。合計が件数3件、筆数3筆、面積7,072㎡となります。これらにつきまして、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。委員の皆様のご審議を、宜しくお願いします。

(議長)順位1について、担当調査委員の2番牧瀬委員からの説明をお願いします。

(2番委員)はい、2番牧瀬です。議案第1号順位1について説明致します。去る10月4日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇-〇、地目〇、面積〇〇㎡です。譲渡人住所、〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号〇〇号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が売買、島外在住のため管理不能。譲受人が売買、相手方の要望です。譲渡人と譲受人の関係は従兄弟です。売買価格は総額で〇万円です。場所については資料の3ページをお願いします。〇〇集落に、〇〇〇〇方面に向かう県道があります。〇〇方面と〇〇集落方面に向かう十字路があります。その十字路を〇〇方面、集落方面に300m程進むと〇〇公民館があり、そこからさらに200m程進むと右側に申請地があります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の13番鎌田委員からの説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番鎌田です。議案第1号順位2について説明いたします。去る10月9日、譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施し致しました。土地の所在が大字〇〇、字〇〇、地番〇〇-〇、地目〇、面積〇〇㎡です。譲渡人が住所〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇-〇〇号、〇〇〇〇さん。譲受人が、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買、島外在住で管理不能。譲受人が売買、相手方の要望です。譲渡人と譲受人は親戚関係です。売買金額は〇万円となっております。場所については、〇〇〇〇前を県道〇〇線に入りまして200m行った所に〇〇集落入り口がありますが、そこから300m程〇〇方向に進みまして〇〇〇〇さんの〇〇ハウスが有りますけども、その

道反対の畑となっております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願い致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番中島です。議案第1号順位3について説明致します。去る10月6日、譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在大字〇〇，字〇〇，地番〇〇-〇，地目〇，面積〇〇㎡です。譲渡人，住所中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん，譲受人，中種子町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。申請理由は，譲渡人が相手方の要望で譲受人が経営拡大です。場所につきましては資料の4ページをお願い致します。〇〇公民館から南の方へ約250m程行った所の左側になります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願い致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については，許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件，貸借権1件については，許可することに決定しました。次に，日程第4，議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，資料の5ページをお願い致します。議案第2号農地法第5条申請順位1について説明致します。譲受人，〇〇〇〇さん，住所中種子町〇〇〇〇番地〇，譲渡人，〇〇〇〇さん，住所中種子町〇〇〇〇番地〇。申請地大字〇〇，字〇〇，地番〇〇番〇，地目〇，地積〇〇㎡です。転用目的は〇〇住宅の建築となっております。申請理由は，現在借家住まいをしており長期間適地を探しておりましたが申出地が見つかり住宅を新築するための敷地として申請地を利用したいというものです。土地利用規制等につきましては都市計画区域内の農振農用地外第2種農地，市街地近接農地と考えます。棟数・面積等につきましては，居宅で135㎡，通行路で91㎡，計226㎡となっております。金融機関の融資証明書も提出されており実現性有りと思われます。委員の皆さんのご審議をお願い致します。

(議長)順位1について，担当調査員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい，3番鮫島です。議案第2号，農地法第5条順位1について説明します。

この案件につきましては，先般10月7日午前9時30分より会長，鎌田委員，平山推進委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん立ち会いの下，現地調査を実施しました。場所については，5ページをご覧ください。〇〇集落内に〇〇〇〇，〇〇〇〇

があります。〇〇〇〇の道路を挟んで東側にあたる農地でございます。申請人は現在借家住まいで手狭となってきたため実家に近い申請地に自己の住宅を建築したいというものです。申請地は、北側・南側・東側には住宅があり、付近に被害を及ぼすおそれはないと思われます。排水については合併浄化槽を設置することで被害防除契約書及び誓約書が添付され資金については金融機関の融資証明が添付されています。現地で調査した結果、転用により付近に支障を及ぼすことはないと思われます。委員の皆様のご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の6ページをお願い致します。議案第2号農地法第5条申請順位2について説明致します。譲受人、〇〇〇〇さん、住所〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇、譲渡人、〇〇〇〇さん、住所〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇-〇〇号です。申請地大字〇〇、字〇〇、地番〇〇番〇、地目〇、地積〇〇㎡。転用目的はその他、貸家の建築です。申請理由は、今般申請地を譲り受け、貸家を建築したいというものです。土地利用規制等につきましては都市計画区域内、農振農用地外第2種農地、その他の農地と考えます。棟数・面積等につきましては、居宅で55.48㎡となっております。金融機関からの残高証明書も提出されており実現性有りと思われます。委員の皆さんのご審議をお願い致します。

(議長)順位2について、担当調査員の13番鎌田委員からの説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番鎌田です。議案第2号、農地法第5条順位2について説明致します。

この案件につきましては、先般10月7日午前9時50分より会長、鮫島委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇の〇〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査を実施しました。場所については、先ほど〇〇〇〇さんの3条申請がありましたけども、あの畑の残りの部分になります。〇〇である譲渡人から申請地を譲り受ける事により近年住宅不足が懸念されており、貸家を建築し第三者に貸し付けようとするものです。排水については合併浄化槽を設置するという事で被害防除契約書及び誓約書が添付され、資金については金融機関の残高証明が添付されています。現地で検討した結果、転用により付近に支障を及ぼすことはないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、

許可することに決定しました。次に、日程第5、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の7ページをお願い致します。議案第3号、非農地証明願い、順位1について説明致します。申請地大字〇〇、字〇〇、地番〇〇番〇、地目〇、地積〇〇㎡。同大字、字〇〇、地番〇〇番〇、地目〇、地積〇〇㎡。同字、地番〇〇番〇、地目〇、地積〇〇㎡。同字、地番〇〇番〇、地目〇、地積〇〇㎡。同字、地番〇〇番〇、地目〇、地積〇〇㎡。計〇〇㎡となっております。申請人〇〇〇〇さん、住所〇〇県〇〇市〇〇〇〇番〇〇〇〇号です。申請理由は、土地登記簿の地目は〇となっておりますが、平成15年から耕地として利用せず現況は山林となっております。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長) 順位1について、担当調査委員の9番上妻委員からの説明をお願いします。

(9番委員) はい、9番上妻です。非農地証明願い順位1について説明致します。この案件につきましては、先般10月7日午前10時20分より、濱脇会長、池山推進員、〇〇書士の〇〇〇〇さん、事務局、申請人の〇〇〇〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査を致しました。場所については、7ページをご覧ください。〇道〇号線を〇〇〇〇から南に向かいまして約900m程行きますと下り坂になります。その下り坂の手前から、左側、南の方に700m行きますと、〇〇〇〇の方に向かって行くんですけど、下の方に〇〇〇〇があるんですけど、途中道が折れます。だけどそれを真っ直ぐ行きますと、それから約400m行きますと左手の方に〇〇-〇があります。それをまた手前の方に戻ってきまして、〇〇〇〇の方に行きますと、それを真っ直ぐ行きますと田んぼの、〇〇〇〇の田浦になりますが、その折れた所からまた200m行きますと〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇の土地があります。それからまた700m下りますと〇〇-〇という畑があります。以上であります。現在のところ大山となっております。ということで、土地登記簿の地目は畑となっておりますが、平成15年から耕地として利用せず現況は山林となっております。耕作しなくなって20年以上たっていることから、現地で検討した結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

(議長) 現地に同行した委員、事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の8ページをお願い致します。議案第3号、非農地証明願い、順位2について説明致します。申請地大字〇〇、字〇〇、地番〇〇番〇〇、地目〇、地積〇〇㎡です。申請人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地、申請理由は、土地登記簿の地目は〇となっておりますが、昭和24年以前から耕地として利用せず、現況は〇〇となっております。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長) 順位2について、担当調査委員の12番永浜委員からの説明をお願いします。

(12番委員) はい、12番永浜です。議案第3号、非農地証明願い順位2について説明致します。この案件につきましては、先般10月7日午前10時50分より、会長、森山委員、八

汐推進員，事務局，申請人の息子の〇〇〇〇さん立ち会いの下，現地調査をいたしました。場所につきましては，〇〇〇道を〇〇に向かいまして〇〇の十文字があります。そこから1kmほど行った所を右に100m程行った道下の所になります。土地登記簿の地目は〇となっておりますが，昭和24年以前から耕作地として利用せず，現況は〇〇となっております。耕作しなくなってから70年以上たっていることから現地で検討した結果，非農地が妥当と判断を致しました。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議 長)現地に同行した事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については，許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって，議案第3号「非農地証明願いについて」は，許可することに決定しました。次に，日程第6，承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の9ページをお開きください。承認第1号，農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和6年10月31日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更につきましては，件数1件，筆数2筆，変更面積14,557㎡，契約年数は10年の合意解約となります。詳細につきましては，資料の10ページから12ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については，承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって，承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は，承認することに決定しました。次に日程第7，承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の13ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画の承認について説明致します。令和6年10月31日を公告日とする利用権設定，所有権移転1件，筆数2筆，4,170㎡，貸借権1件，筆数2筆，面積4,937㎡，合計2件，筆数4筆，面積9,107㎡の農用地利用の集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては，資料の14ページから17ページに添付してありますので，委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)すみません。

(議 長)12番おねがいします。

(12番委員)12番永浜です。順位1の事についてです。右側の15ページの売買が贈与になっていますけど、関係とか、なぜ贈与になったか、わかりましたら。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)こちらの方は聞いてなかったなので、後でお調べして回答します。

(議長)宮園推進員、わかりましたら教えて下さい。

(6番推進員)今まで畑を借りていて、そのまま譲ってくれるという事です。

(議長)宮園推進員の方から説明がありましたけども、これまで貸借をされていて今回譲ってもらえるということですね。で、無償で譲ってもらえるということですね。

(6番推進員)そうです。

(議長)よろしい

ですか。

(委員)わかりました。ありがとうございました。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」は、承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年第15回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。